

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市戸籍情報システムコンビニ交付用サーバ及び周辺機器一式 長期借入	158:情報処理用機器	FLCS(株)	648,780,000	令和6年10月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	随意契約理由書記載のとおり	適用
2	段差付きPE袋入れ結さつバンド 買入	45:その他材料	仁礼工業(株)	4,224,000	令和6年10月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	資源ごみ中継地運営用ショベルローダー(環境13号)修繕	21:建設用機器	ロジスネクスト近畿(株)	2,570,667	令和6年10月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
4	令和6年度 舞洲スラッジセンター複合ポイラ薬剤買入	30:工業薬品	(株)ヒラカワ	5,236,000	令和6年10月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	令和6年度はしご車伸縮装置等分解整備	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	7,825,400	令和6年11月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	
6	市税事務所におけるキャッシュレス決済端末対応レジー式買入	26:OA機器・用品	(株)寺岡精工	11,265,100	令和6年11月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
7	消防局庁舎空調機(空気熱源ヒートポンプチラー)修繕	19:産業用機器	三菱電機ビルソリューションズ(株)	2,695,000	令和6年11月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
8	令和6年度はしご車分解整備(その2)	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	25,520,000	令和6年12月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	
9	大阪市東淀川区役所及び東淀川区役所出張所自動扉修繕	19:産業用機器	ナブコドア(株)	1,870,000	令和6年12月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システムコンビニ交付用サーバ及び周辺機器一式 長期借入

2 契約の相手方

今回不調となった案件の参加者（別紙「入札履歴表」参照）及び令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 貸貸：02 事務用品貸貸：02 情報処理用機器（158）」で登録している事業者のうち、令和2年度から令和6年度までの過去5年の間に、類似の資格要件を設定している本市の入札案件において入札参加実績がある者を対象に比較見積を執行し、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方とする。

3 随意契約理由

本件調達については、WTO一般競争入札により執行したが（令和6年7月1日公示、令和6年9月5日開札。以下、「既執行入札」とする。）、すべての入札参加申請者が辞退であったため入札の取止めとなった。入札の取止めを受け、事業者あて入札状況調査を行ったところ、公示時期以降の全国的な情勢の変化により、結果として、当初設定した履行期間が短くなっていたために不調に至ったことが判明した。

戸籍情報システム（以下、「本システム」とする）は令和8年1月より行われるシステム標準化への移行が国の方針で決定されており、本調達におけるコンビニ交付システムは標準化の対象外となる。令和8年1月以降も安定的にコンビニ交付システムを運営するためには、本システムよりコンビニ交付システムの切り離し作業を実施し、本市独自でサーバを設置し運用する必要がある。

上記のとおり不調に至ったことを踏まえて再度入札を執行すべく検討を行ったが、本システムの標準化が差し迫る中、早急に本件調達を行う必要がある。

また、仕様内容の変更は行わず、履行期間のみを変更することにより、既執行入札時と同様の条件で随意契約による契約締結が可能であることが見込まれるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項本文に規定される地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当するものとして、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）

随意契約理由書

1 案件名称

段差付き PE 袋入れ結さつバンド 買入

2 契約の相手方

仁礼工業株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

平成8年12月25日付け「と畜場法施行規則の一部改正する省令」に基づき改正されたと畜場の衛生管理基準（病原性大腸菌O-157対策）は、と畜場の施設設備等の衛生管理及びとさつ解体工程の衛生管理の2点を骨子として構成されている。

その中で、微生物（細菌等）がとさつ解体工程で枝肉を汚染しないようにするため、放血、頭部の処理、と体の剥皮及び内臓処理等の各工程においてナイフ等解体器具を83℃以上の熱湯で消毒すること及び手指を汚染されるたびに洗浄消毒することに加え、汚染原因となる消化管内容物の漏出を防止する観点から、食道・肛門の結さつ等が規定されている。

肛門結さつを行うに際し、結束紐を収めた袋が必要不可欠であるが、当時このような製品は存在せず、上記基準の遵守にあたり、東京都中央卸売市場食肉市場関係者が仁礼工業株式会社に製作を依頼し、同社が開発、製作及び特許権の取得をしたものである。現在も上記業者以外に袋付き結さつバンドを製作している事業者はおらず、当市場においても解体処理の衛生的措置を実行すべく同製品を使用していることから、本製品を指定する。

(2) 業者選定理由

当該物品については、同社が独占的に製造・販売権を有しているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場 業務管理グループ (06-6675-2026)

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境 13 号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記ショベルローダーについては、平成 28 年 6 月 3 日付で、三菱オートリース株式会社（契約時：日立キャピタルオートリース株式会社）と借入契約しているが、今回のミッション系統の修繕については、上記契約の保守要件の対象外となっていることから、同社から整備業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、上記保守業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 舞洲スラッジセンター複合ボイラ薬剤買入

2 契約の相手方

株式会社ヒラカワ

3 随意契約理由

本薬剤は、ボイラユニット運転時及び整備管理時のボイラ水の水質管理を行う上で必要なものである。

既設のボイラユニットは（株）ヒラカワ製であり、薬剤を希釈せずに原液注入する設定がされており、本薬剤の特性に合わせて注入量等のコントロールをしているため、上記業者製以外の他の薬剤を使用することはできない。

薬剤についてはボイラ設置先のみ直接販売を行っており、代理店等他社での販売は行っていない。

よって本製品購入は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、(株)ヒラカワと随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号 (G30)

5 担当部署

北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター（電話番号 06-6460-2830）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度はしご車伸縮装置等分解整備

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は、株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分があり、点検整備には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製作会社からはしご車点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号【G3】

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6556）

随意契約理由書

1 案件名称

市税事務所におけるキャッシュレス決済端末対応レジ一式買入

2 契約の相手方

株式会社寺岡精工 関西第一支店 大阪営業所

3 随意契約理由

社会的なキャッシュレス化の広がりをふまえ、行政サービスにおいて多くの市民が利用する税証明等発行手数料のキャッシュレス化を推進することにより、様々な支払手段を窓口においても選択できる環境を整え、市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済端末（以下、「本件端末」とする。）を導入するとともに、当該端末に連動可能なPOSレジシステム、自動釣銭機及び周辺機器（以下、「本件製品」とする。）の買入を行う。

本件端末については「市税事務所における税証明発行手数料等の徴収に係る指定納付等業務委託 長期継続（概算契約）」の受注者から提供された情報提供（機器仕様）に基づき購入するものであり、当該契約の受注者は株式会社寺岡精工である。

本件端末と連動可能な本件製品の製造は同社のみで行われており、また本件製品は中間業者を介さず直接販売されているものである。

以上の理由から、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(G30)

5 担当部署

財政局税務部管理課管理グループ（電話番号：06-6208-7742）

随意契約理由書

- 1 案件名称
消防局庁舎空調機（空気熱源ヒートポンプチラー）修繕
- 2 契約の相手方
三菱電機ビルソリューションズ株式会社
- 3 随意契約理由
消防局庁舎に設置されている空調設備は、三菱電機株式会社が独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修繕を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。
上記事業者は、三菱電機株式会社の修理等を行う専門の事業者として本修繕を行うために必要な独自の知識や技術の指導、専用部品の提供を受けている唯一の事業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修繕後の責任と性能保証を持たせる必要がある。
よって、上記事業者を指定する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号（G31）
- 5 担当部署
消防局総務部施設課（営繕）（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度はしご車分解整備（その2）

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご自動車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分があり、点検整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製作会社からはしご車点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号【G3】

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市東淀川区役所及び東淀川区役所出張所自動扉修繕

2. 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3. 随意契約理由

現在東淀川区役所及び東淀川区役所出張所には自動扉がそれぞれ設置されているが、区役所分については取替推奨年数を大幅に超過し、出張所分については設置から20年以上経過しており、各部に老朽化が見受けられるため、思わぬ不具合や突発的な故障による事故が発生する前に部品交換及び調整を行う必要がある。

本装置は、ナブコドア株式会社が設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、当該作業については製作元が他社に部品販売等を行っていないため、当該業者以外が施工を行うことができないものとなっている。

以上のことから、本修繕を実施することができる業者は、ナブコドア株式会社のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G31）

5. 担当部署

大阪市東淀川区役所総務課（総務）（06-4809-9941）